

児童手当に関するお知らせ

◎児童手当を受給中の方へ

- ・制度改正により、現況届の提出が原則不要となりました。ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは、通知を送付しています。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ・以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



◎所得上限限度額を超過したことにより、現在児童手当を受給していない方へ

- ・所得上限限度額を超えたため、現在児童手当等を受給していない方でも、令和5年度(4年分)の所得が所得上限限度額を下回った方は、改めて認定請求書を提出することで、受給できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 231・232

美浦村シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会のご案内

美浦村では、高齢化の急速な進展に対応するため、シルバーリハビリ体操や介護予防知識の普及活動を行う「シルバーリハビリ体操指導士(3級)」を養成するための講習会を開催します。自分や家族の健康のため、仲間づくりのため、元気で健康な美浦村を作るために、あなたの力を活かしてみませんか。

- 【日 時】** 9月12日(火)、15日(金)、19日(火)、26日(火)、29日(金)
各日とも午前9時30分～午後3時45分(原則全日程に出席できる方)
- 【会 場】** 地域交流館みほふれ愛プラザ
- 【対 象】** ①美浦村在住の方 ②常勤の職をもっていない50歳以上の方
③講習会終了後、地域で体操普及のボランティア活動ができる方
- 【内 容】** シルバーリハビリ体操と体操に関わる身体の仕組みを学びます
- 【定 員】** 15名程度
- 【受講料】** 無料
- 【申込期間】** 8月14日(月)までにお申し込みください。
- 【問合せ・申込み】** 美浦村社会福祉協議会 ☎029-885-0038



シルバーリハビリ体操
ビデオメッセージ
～未来の仲間たちへ～
(YouTube)

(広告欄)



筑波銀行 美浦支店



常陽銀行 美浦支店

広報みほに広告を掲載しませんか？

広告募集中



◇問合せ 総務課 ☎029-885-0340 (内) 205